

令和3年第12回

農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- ・ 開催日 令和3年12月27日
- ・ 会 場 深谷市役所大会議室

深谷市農業委員会

深谷市農業委員会総会日程

令和3年12月27日(月) 午後2時から
深谷市役所本庁舎3階 大会議室

1. 開 会

2. 議長選出

3. 議事録署名委員の指名

4. 議 事

- 1) 報告第 62 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 2) 報告第 63 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について
- 3) 報告第 64 号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 4) 報告第 65 号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 5) 報告第 66 号 農地の改良に係る届出について
- 6) 議案第 69 号 農用地利用集積計画の決定について
- 7) 議案第 70 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 8) 議案第 71 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について
- 9) 議案第 72 号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について
- 10) 議案第 73 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
- 11) 議案第 74 号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について

5. 閉 会

深谷市農業委員会会議録

招集期日	令和3年12月27日	開会場所	深谷市役所大会議室		
開閉の日時	開 会	令和3年12月27日(月) 午後2時00分			
	閉 会	令和3年12月27日(月) 午後2時55分			
議長	会長 安藤 已喜夫				
委 員 出 席 状 況					
議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
1	木口 正彦	出	21	塚原 勝美	欠
2	茂木 浩	出	22	富田 千恵子	欠
3	江口 明	出	23	塚越 石夫	出
4	柴崎 安雄	出	24	石川 野理子	出
5	小内 忠	出	1	増野 弘	出
6	大澤 慶三	出	2	糸原 清	出
7	下田 洋子	出	3	田中島 隆	出
8	小嶋 道夫	出	4	篠原 哲男	出
9	吉田 光雄	出	5	大澤 正	出
10	新井 安夫	出	6	橋本 繁穂	出
11	新井 美津子	出	7	加藤 富夫	出
12	関根 満好	出	8	鶴田 博樹	出
13	福島 明	出	9	飯塚 諭	出
14	坂本 清	出	10	原口 友一	出
15	宇野 正行	出	11	根岸 英男	出
16	荻野 正和	出	12	須永 政信	出
17	飯島 三喜男	出	13	野辺 一夫	出
18	小暮 次男	出	14	馬場 詔二	出
19	今井 順子	欠	15	大野 晃	出
20	安藤 已喜夫	出	16	高荷 政行	出
説 明 者	事務局長	吉田 稔			
	事務局次長	大木 保			
	局長補佐兼農地係長	大浜 和雄			
	主査	磯貝 益生			
	主査	関根 麗子			
	主査	山口 圭一			
	主任	中島 寛			
参 与	農業振興課 主査	福島 芳宏			
	農業振興課 主事	加藤 寛規			

会 議 件 名		て ん 末	
会 議	開会	局 長	<p>本日は、深谷市農業委員会総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただ今から、令和3年第12回深谷市農業委員会総会を開会いたします。</p>
	委員の出欠席報告	局 長	<p>はじめに、本日の欠席委員の報告をいたします。</p> <p>議席番号19番今井委員、21番塚原委員、22番富田委員、以上の3名となります。</p> <p>従いまして、委員24人中21人の出席となり、出席者が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立しておりますことを報告いたします。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員につきましては、全員出席となっております。</p>
	議長の選出	局 長	<p>次に議長の選出を行います。</p> <p>深谷市農業委員会総会会議規則第3条に会長が議長となる旨、規定されておりますので、安藤会長にお願いいたします。</p>
進	議事録署名人の指名	議 長	<p>それでは、議長を務めさせていただきます。</p> <p>本日は、お忙しいなかご出席ありがとうございます。</p> <p>それでは、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議席番号13番福島明委員、議席番号14番坂本清委員、以上2名を指名いたします。</p> <p>よろしくお願いたします。</p>
	報告事項について	議 長 事務局	<p>それでは、総会日程に従いまして、順次進めさせていただきます。</p> <p>はじめに、報告第62号「農地法第18条第6項の規定による通知について」から、報告第66号「農地の改良に係る届出について」までを一括して議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>はい。それでは事務局より説明させていただきます。</p> <p>議案書の1ページをご覧ください。報告第62号「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。貸主、借主の合意に基づきまして解約されたのもでございます。「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、1ページの3件でございます。</p> <p>続きまして、2ページの報告第63号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について」でございます。本件は、相続に対する届出です。深谷市農業委員会事務専決規程により専決処分したので報告いたします。農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分につきましては4ページまでの8件となります。なお、3ページの整理番号4番の農地につきましては、あっせん希望が「有」となっておりますので、借り受けてくれる方をご存知でしたら、農業委員会事務局までお知らせいただきたいと思います。よろしくお願いたします。</p> <p>続きまして、5ページの報告第64号「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について」でございます。深谷市農業委員会事務専決規程により専決処分したので報告いたします。4条転用の届出につきましては、市街化区域内において、土地所有者本人が行う、土地の権利移転を伴わない転用でございます。農地法第4条第1項第8号の届出につきましては、この5ページの2件、合計面積は612㎡でございます。</p> <p>続きまして、6ページの報告第65号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」でございます。</p>
行 状 況			

	会 議 件 名	て ん 末	
会 議 進			<p>深谷市農業委員会事務専決規程により専決処分したので報告いたします。5条の転用届出につきましては、市街化区域内において、農地の所有権移転や賃貸借等、権利の移転や設定を伴う転用でございます。農地法第5条第1項第7号の転用届出につきましては、7ページまでの合計7件、合計面積は2,339㎡でございます。</p> <p>続きまして、8ページの報告第66号「農地の改良に係る届出について」でございます。本件は、1,000㎡未満の農地改良を行う場合でございます。「深谷市農地の改良に関する指導要綱」に基づきまして実施されるものでございます。整理番号1番です。高畑344番2、現況畑、面積616㎡のうち238㎡の農地について、がれき、砂利の撤去をし、耕作条件を改善するために耕作土の入れ替えを行い、営農型太陽光発電施設を設置し、ワラビの作付けを行うものでございます。改良の方法につきましては、本庄市小茂田地内のストック残土35㎡ほどを入れまして、全体を現況面積より10cm～20cm程度の嵩上げを行うもので、道路面からは10cm程度の嵩上げとなります。工事期間は、令和4年1月15日から令和4年2月14日となります。なお、この後出てきます24ページの議案第70号、農地法第3条許可の整理番号13番において区分地上権設定のための3条許可申請、また、33ページの議案第73号、農地法第5条許可の整理番号21番において支柱の設置に伴う5条転用が提出されております。また指導委員につきましては、議席番号9番吉田委員及び、農地利用最適化推進委員の増野委員を提案させていただきます。</p> <p>報告案件につきましては、以上となります。 よろしくお願いたします。</p>
議 進		議 長	<p>はい。ただ今事務局より報告がありました本件は、専決処分事項でありますので、報告のみとさせていただきます。なお、報告第66号につきましては農地改良となりますので、指導委員を指名いたします。</p> <p>議席番号9番吉田委員、農地利用最適化推進委員の増野委員、以上2名を指名いたします。 よろしくお願いたします。</p>
行 状 況	議案第69号 「農用地利用集積計画の決定について」	議 長 事務局	<p>次に、議案書の9ページ、議案第69号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。</p> <p>はい。それでは議案書9ページ、議案第69号「農用地利用集積計画の決定について」、事務局より説明いたします。</p> <p>本議案は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、別紙の農用地利用集積計画(案)について、同計画の決定を求めものです。本日の総会で、この計画が決定されますと、令和4年1月14日に公告することにより、令和4年2月1日から利用権が設定されます。また、整理番号37番から42番の埼玉県農林公社の借り受けにつきましては、令和4年3月1日から利用権が設定されます。</p> <p>続きまして、10ページの利用集積計画概要表について説明いたします。今回の案件は42件、総筆数62筆、総面積72,450㎡でございます。</p> <p>続きまして、別添資料の1ページについて説明いたします。こちらは、農用地利用集積計画の決定についての借受人別内訳でございます。では、別添資料の1ページでございます。上から、個人及び法人の認定農業者、農地所有適格法人、農地所有適格法人以外の法人、上記以外の個人の担い手となっております。それぞれ今回の案件の整理番号ごとの件数、人数、筆数、面積、設定期間の記載となっております。また、右側には借受人ごとに整理番号の記載がございますのでご参照ください。</p> <p>農用地利用集積計画の決定についての説明は以上です。</p>

会 議 件 名		て ん 末	
会 議		議 長	ご審議のほど、よろしく願いいたします。 はい。それでは、ただ今事務局より説明がありました本議案について審議いたします。 この件に関し質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
進 行 状 況	議案第70号 「農地法第3条の規定による許可申請について」	議 長	次に、議案書の21ページ、議案第70号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
		事務局	はい、それでは、議案書21ページ、議案第70号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明いたします。別冊の議案資料の2ページから8ページまでの資料2も関連するものとなっておりますので、併せてご参照ください。 今回お諮りするの、3条の一般的な内容である耕作目的での農地の権利移転に関するもの10件と、区分地上権の設定に関するもの4件でございます。3条許可申請につきましては、本日のご審議の結果をもって、通常はすべて本日付けでの処分となることですが、区分地上権の設定に関する事案に関しましては、のちほど議案第73号においてご審議いただく営農型太陽光発電設備の設置に伴うものであり、国の通知において、その場合は3条の許可と5条の一時転用の許可を同時に行うこととされていることから、5条の処分内容にしたがいまして、同日付けで3条の処分を行うこととなります。 それでは、個別の内容に移らせていただきます。 整理番号1番、申請地：人見141番3、畑、430㎡。こちらは、譲受人が露地野菜の生産向上を図るため、自作地と隣接する申請地について、贈与を受けるものでございます。取得後においては、ネギなどの作付けを行うとのこと。 整理番号2番、申請地：榎合110番1、畑、403㎡。花卉を生産している譲受人が、野菊の生産向上を図るため、申請地について贈与を受けるものでございます。 整理番号3番、申請地：石塚1007番1、畑、501㎡。譲受人が野菜の生産拡大を図るため、申請地を譲り受けるものでございます。取得後においては、ブロッコリーやネギの作付けを行うとのこと。 22ページへまいりまして、整理番号4番、申請地：高島726番1、畑、693㎡。譲受人がネギの生産向上を図るため、申請地を譲り受けるものでございます。 整理番号5番、申請地：岡774番1 外1筆、田2筆、合計937.55㎡。譲受人が米の生産向上を図るため、申請地を譲り受けるものでございます。 整理番号6番、申請地：岡1444番1、畑、395㎡。譲受人がネギの生産向上を図るため、申請地を譲り受けるものでございます。 整理番号7番、申請地：岡部2386番 外1筆、畑2筆、合計5,098㎡。譲受人が経営規模の拡大を図るため、申請地を譲り受けるものでございます。取得後においては、キャベツの作付けを行うとのこと。
		議 長	異議がございませんので、本件は原案どおり決します。

	会 議 件 名	て ん 末
<p>会 議 進 行 状 況</p>		<p>23ページへまいりまして、整理番号8番、申請地:本郷148番 外2筆、畑3筆、合計2,996㎡。譲受人が経営規模の拡大を図るため、申請地を譲り受けるものでございます。取得後においては、苗木の栽培を行うとのことでございます。</p> <p>整理番号9番、申請地:本郷177番1 外1筆、畑2筆、合計961㎡。譲受人が経営規模の拡大を図るため、申請地について贈与を受けるものでございます。取得後においては、苗木の栽培を行うとのことでございます。</p> <p>整理番号10番、申請地:本郷879番2 外1筆、畑2筆、合計2,512㎡。譲受人がブロッコリーの生産向上を図るため、申請地を譲り受けるものでございます。</p> <p>24ページへまいりまして、整理番号11番から14番までは、区分地上権に関するものでございます。区分地上権とは、工作物を所有するために地下又は空中の一定の範囲を使用する権利でございまして、身近なところだと、地下鉄やトンネル、高架道路、モノレールなどに活用されております。</p> <p>今回、許可申請の対象となっております区分地上権につきましては、すべて営農型太陽光発電設備の設置に関するものでございます。</p> <p>営農型太陽光発電設備とは、農地に支柱を立てて、営農を適切に継続しながら上部空間に設置する太陽光発電設備でございまして、その設置にあたりましては、一時転用の許可が必要となりますが、それに加えて、設備の設置者と営農者が異なる場合には、下部の農地について区分地上権を設定するための3条許可を受けることが必要となることから、今回申請があったものでございます。</p> <p>整理番号11番から13番につきましては、同一の受人によるものでございまして、整理番号11番では、申請地:上敷免298番1、田、2,471㎡について、整理番号12番では、申請地:高畑200番2、田、751㎡について、整理番号13番では、申請地:高畑344番2、畑、616㎡について、それぞれ営農型太陽光発電設備を設置するため、区分地上権の設定をするものでございます。</p> <p>整理番号14番、申請地:新戒465番1、畑 5,001㎡。こちらも、受人が営農型太陽光発電設備を設置するため、区分地上権の設定をするものでございます。</p> <p>なお、営農型太陽光発電設備の設置のための区分地上権につきましては、その設定期間は5条許可申請における一時転用期間と同じ期間について設定することとなっておりますので、今回の事案につきましては、その設定期間はいずれも3年間となります。</p> <p>また、区分地上権における3条の許可の判断基準に関しましては、国の通知やQ&Aにおいてその取扱いが示されております。別冊の議案資料の7、8ページにありますように、区分地上権の設定に関しましては、通常の耕作目的での権利移転などの場合の要件である、全部効率利用や下限面積、いわゆる5反要件などを満たす必要はなく、周辺の営農条件に支障を及ぼすおそれがなく、かつ、その目的に供する行為の妨げになる権利を有する者、簡単に言うと、上部の空間に営農型発電設備を設置する農地の所有者や耕作者の同意を得ていることが要件となります。このうち、営農条件に支障を及ぼすおそれがあるかについては、一時転用許可の判断の際に確認することになっており、実質的には、3条の判断の中では、権利者の同意の有無のみを確認すれば足りるとされております。この権利者の同意の有無に関しましては、今回お諮りする整理番号11番から14番において、いずれの申請地も貸借の設定はされておられません。また、所有者については、3条申請において、渡人として申請の当事者となっております。したがって、関係権利者の同意については要件を満たしているものと考えられます。このことから、整理番号11番から14番の3条許可申請に対する処分に関しましては、のちほど議案第73号においてご審議いただきます。営農型太陽光発電設備の一時転用の5条許可申請に対する最終的な処分が、許可となったときは許可することとし、5条が不許可処分となったときは3条も不許可とすることとし、5条</p>

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況			<p>の処分日と同日付けでおこなうことが相当と考えております。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請についての説明については以上です。なお、ご審議いただくにあたりまして、区分地上権を除いた各事案について担当委員と事務局で現地調査を実施しましたことを報告いたします。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>議 長 はい。ただ今事務局より説明がありました本件につきまして、現地調査を行っていただきました委員より意見を伺います。</p> <p>議席番号5番、小内委員、お願いします。</p> <p>小内委員 12月14日に、私と大澤慶三委員と事務局職員で、3条申請に係る農地の現地調査を行いました。</p> <p>整理番号3番から6番までの各譲受人の経営地につきましては、耕作、管理が適正に行われておりました。それぞれの申請地につきましても、特に問題はありませんでした。</p> <p>現地調査の結果、以上4件につきましては、農地の効率的な利用が図られるものと判断し、委員の意見といたします。</p> <p>議 長 小内委員、ありがとうございました。</p> <p>続きまして議席番号7番、下田委員お願いします。</p> <p>下田委員 12月14日に、私と小嶋委員と事務局職員で、3条申請に係る農地の現地調査を行いました。</p> <p>整理番号1番、2番及び7番から10番の各譲受人の経営地につきましては、耕作、管理が適正に行われておりました。それぞれの申請地につきましても、特に問題はありませんでした。</p> <p>現地調査の結果、以上6件につきましては、農地の効率的な利用が図られるものと判断し、委員の意見といたします。</p> <p>議 長 はい、下田委員ありがとうございました。</p> <p>それでは、本議案につきまして審議いたします。</p> <p>この件に関し質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p> <p>議 長 「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。</p> <p>なお、整理番号11番から14番の案件につきましては、営農型太陽光発電施設の設置に伴う案件であるので、5条申請と合わせて採決を行うことといたします。11番から14番を除きました案件につきまして決することよろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p> <p>議 長 異議がございませんので、本件は原案どおり決します。</p>
	議案第71号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」	議 長	次
	事務局	農	農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について、事務局よりご説明させていただきます。 <p>議案書25ページ及び別添の総会資料の9ページを併せてご確認下さい。議案第71号農地法第4条第1項の規定による許可申請承認についてであります。農地法第4条第1項の規定による許可申請につきましては、市街化区域以外のご自身が所有権を有している農地を、ご自身が農地以外の目的で使用するために必要な手続きとなります。</p>

	会 議 件 名	て ん 末	
会 議 進			<p>本日の総会における許可申請承認につきましては2件となっております。ご審議頂いた内容を意見書に付して深谷市長へ進達し、来月の10日頃処分がなされる見込みであります。</p> <p>整理番号1番です。申請地は原郷1194番1の畑、69㎡であります。こちらにつきましては、平成5年頃から住宅敷地の一部として利用してきたが、手続き未了であったため改めて手続きを行う申請であります。</p> <p>整理番号2番です。申請地は本田571番1の畑 外1筆、合計2筆、480㎡についてであります。こちらにつきましては、昭和44年頃から農家住宅敷地の一部として利用してきたが、手続き未了であったため改めて手続きを行う申請であります。</p> <p>農地法4条の許可承認申請につきましては以上2件です。ご審議のほど、お願い申し上げます。</p> <p>議 長 はい。事務局より説明のありました本議案につきまして、審議いたします。 この件に関し質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p> <p>議 長 「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することによろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p> <p>議 長 異議がございませんので、本件は原案どおり決します。</p>
行 状 況	議案第72号 「農地法第5条第1項の 規定による許可後の計画 変更申請承認について」	議 長 事務局	<p>次に、議案書の26ページ、議案第72号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。</p> <p>はい。引き続きまして事務局よりご説明申し上げます。 議案書26ページをご覧ください。 議案第72号農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認についてであります。こちらにつきましても、本日の総会でご承認をいただきますと、深谷市へ意見書を付して進達し、来月の10日頃処分がなされる見込みであります。</p> <p>転用計画の変更につきましては、許可の取消しが困難又は不相当と認められる場合、許可目的の達成できなかった理由が転用者の故意または過失によるものではない場合、許可の取消しを行ってもその土地が旧土地所有者によって農地として計画的に利用される見込みのない場合などのすべてを満たしている時に当該転用事業者が代わって当該許可に係る土地について転用を希望する者があるときは、転用計画の変更を承認することができるとされております。</p> <p>整理番号1番です。 申請地は、普濟寺1244番2の畑、268㎡で、昭和45年12月12日付で転用許可がなされております。当時の申請人は、自己用住宅敷地として転用許可を受けたのち、公共事業による住居移転先の紹介を受けそちらに転居し、転用許可取消しの手続きを知らなかったため今日に至っております。旧土地所有者は亡くなっており、許可取消しを行ったとしても農地として効率的に利用できる見込みもありません。 当初の転用許可より時間も経過しており、取消しを行うことは不相当と思われる。今回、事業承継人から住宅敷地として利用したいとの申し出があったため計画の変更申請に及んだものであります。 続きまして、議案書27ページをご覧ください。</p>

会 議 件 名		て ん 末	
議 進			<p>整理番号2番です。</p> <p>申請地は、山河1058番2の畑、303㎡で、昭和43年12月26日に転用許可がなされております。当時の申請人は、ニクソンショック、オイルショックによる社会的情勢の変化で資金調達の不足により、計画を断念せざるを得なくなりました。許可取消しの手続きを知らなかったため今日に至っていました。旧土地所有者の消息は不明であり、取消しを行ったとしても、農地として効率的に利用できる見込みはありません。当初の転用許可より時間も経過しており取消しを行うことは不相当と思われます。今回、事業承継人から賃貸施設敷地として利用したいとの申し出があったため、計画の変更申請に及んだものであります。</p> <p>両案件ともに、取消し手続きを行わなかった理由は故意または重大な過失にあらず、申請地は許可の取消しがなされたとしても、農地として利用される見込みのないこと等から計画の変更は致し方ないものであると考えます。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認につきましては以上です。</p> <p>ご審議のほど、お願い申し上げます。</p>
		議 長	<p>はい。事務局より説明がありました本議案につきまして審議いたします。</p> <p>この件に関し、質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p>
議 行		議 長	<p>「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本件は、決することよろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p>
		議 長	<p>異議がございませんので、本件は原案どおり決します。</p>
議 状	議案第73号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」	議 長	<p>次に、議案書の28ページ、議案第73号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
		事務局	<p>はい。事務局よりご説明申し上げます。</p> <p>議案書28ページ及び別添総会資料の10ページと併せてご確認をお願いいたします。</p> <p>議案第73号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」であります。農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、市街化区域以外の農地で所有権の移転、貸借権の設定等権利の移動または設定を伴う、所有権を有さない農地を農地以外の目的で使用するために必要な手続きとなります。本日の総会における許可申請承認につきましては22件となっており、ご審議頂いた内容を意見書に付して深谷市長へ進達し、来月の10日頃処分がなされる見込みでございます。</p> <p>整理番号1番です。</p> <p>申請地は曲田232番4の畑、外1筆、合計2筆、315㎡についてであります。譲受人は、借家住まいで手狭なため申請地を譲り受け自己用住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号2番です。</p> <p>申請地は宿根663番1の畑、944㎡についてでございます。譲受人は、ダンス教室を営んでおり生徒数の増加により現在の施設では手狭なため申請地を譲り受け教室の移転を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号3番です。</p>
議 況			

	会 議 件 名	て ん 末
<p>会</p> <p>議</p> <p>進</p> <p>行</p> <p>状</p> <p>況</p>		<p>申請地は人見650番2の畑、外1筆、2筆合計2,055㎡についてであります。譲受人は、経営規模の拡大により現在の敷地では手狭となっており申請地を譲り受け、事業所敷地の移転を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号4番です。</p> <p>申請地は人見1395番5の畑、328㎡についてであります。譲受人は、借家住まいで手狭なため申請地を譲り受け、自己用住宅の建築を行いたいという申請であります。</p> <p>議案書29ページをご覧ください。整理番号5番です。</p> <p>申請地は大谷1437番1の畑、301㎡についてであります。譲受人は、借家住まいで手狭なため申請地を譲り受け、自己用住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号6番です。</p> <p>申請地は大谷2311番1の畑、500㎡についてであります。譲受人は、借家住まいで手狭なため申請地を借り受け、自己用住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号7番です。</p> <p>申請地は東方1871番4の畑、355㎡についてであります。譲受人は、借家住まいで手狭なため申請地を譲り受け、自己用住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号8番です。</p> <p>申請地は原郷1132番1の畑、329㎡についてであります。譲受人は、借家住まいで手狭なため申請地を譲り受け、自己用住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>議案書30ページをご覧ください。整理番号9番です。</p> <p>申請地は明戸500番2の畑、300㎡についてであります。譲受人は、借家住まいで手狭なため申請地を借り受け、自己用住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号10番です。</p> <p>申請地は普濟寺1244番2の畑、268㎡についてであります。譲受人は、借家住まいで手狭なため申請地を譲り受け自己用住宅の建築を行いたいという申請でございます。こちらにつきましては、先ほど議案第72号整理番号1番にてご承認をいただきました許可後の計画変更申請に関する転用の再申請となっております。</p> <p>整理番号11番です。</p> <p>申請地は山河1053番2の畑、303㎡についてでございます。譲受人は、地域に需要が見込まれるため申請地を譲り受け、賃貸施設の建築を行いたいという申請でございます。こちらにつきましては、先ほど議案第72号整理番号2番にてご承認をいただきました許可後の計画変更申請に係る転用の再申請となっております。</p> <p>別添資料につきましては11ページをご覧ください。整理番号12番です。</p> <p>申請地は山河1238番5の畑、外1筆、2筆合計いたしまして387㎡についてであります。譲受人は借家住まいで手狭なため申請地を譲り受け、自己用住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>議案書31ページをご覧ください。整理番号13番です。</p> <p>申請地は山河1242番2の畑、449㎡についてであります。譲受人は、借家住まいで手狭なため申請地を借り受け、自己用住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号14番です。</p> <p>申請地は本田1883番1の畑、331㎡についてであります。譲受人は、親と同居しているが独立するため申請地を借り受け自己用住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号15番です。</p> <p>申請地は長在家1696番3の畑、508㎡についてであります。譲受人は、保育園敷地が手狭なため、申請地を借り受け不足する駐車場の整備を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号16番です。</p> <p>申請地は武蔵野285番2の畑、214㎡についてであります。譲受人は、賃貸住宅敷地が手狭なため申請地を譲り受け駐車場として</p>

会 議 件 名		て ん 末	
会 議			<p>敷地拡張を行いたいという申請でございます。 議案書32ページをご覧ください。整理番号17番です。 申請地は武蔵野314番1の畑、332㎡についてであります。譲受人は、借家住まいで手狭なため申請地を借り受け自己用住宅の建築を行いたいという申請でございます。 整理番号18番です。 申請地は小前田2676番3の畑、外1筆、2筆合計1,970㎡についてでございます。譲受人の法人は、事業所敷地が手狭なため申請地を譲り受け、駐車場等の整備を行いたいという申請でございます。 整理番号19番です。 申請地は上敷免298番1の畑、2,741㎡の内0.26㎡、整理番号20番、整理番号21番につきましては、同一の申請人による申請でございますので一括でご説明させていただきます。 整理番号20番につきましては、申請地は高畑200番2の畑、751㎡の内0.20㎡についてでございます。整理番号21番につきましては、申請地は高畑344番2の畑、616㎡の内0.20㎡についてでございます。こちらの3つにつきましては、譲受人は、農業経営の安定化を図るため営農型太陽光発電施設の支柱等を設置し、下部でワラビの栽培を行いたいという申請でございます。 整理番号22番です。 申請地は新戒465番1の畑、5,001㎡の内0.70㎡についてであります。譲受人は、農業経営の安定化を図るため営農型太陽光発電施設の支柱等を設置し、ネギ苗の栽培を行いたいという申請でございます。なお、本申請につきましては、お手元にお配りしてありますA3の紙があると思うのですが、こちらに記載されている最低地上高につきまして、おおむね2m程度ということになっておりますが、この最低地上高が本申請においては1.36mとなっており、事務局から国の技術助言にのっとり安全性に不安が残るので、申請者に対して概ね2m以上確保を行うよう指導を行いました。自身の営農に対して支障とはならないと考えるため変更は行わないとの回答がなされており、事務局といたしましてはこのままでは不許可相当とせざるを得ないと考えております。 農地法5条の申請につきましては以上22件です。 ご審議のほど、お願い申し上げます。</p>
			<p>議 長 はい。ただ今事務局より説明のありました本件につきまして、まず太陽光発電施設についてであります。先ほどの説明の中で22番、これなんです、支柱の高さ要件ということで、一応本市において2m以上欲しいということの規定の中で、1.35m程度しかないんだということで申請があがってきました。これについて基本的な考え方としては農作業するにあたって、営農型ということを考えるなかで、やはり2m、概ねということで1.8mまではとって欲しいというふうな事務局側の要望もありましてこれを諮ったところ、県とのすり合わせの中でも許可相当は難しいということで話をいただいております。 この件に関しまして、整理番号22番の案件は、支柱の高さが要件を満たしていないということでありまして、これを不許可相当とするということでよろしでしょうか。いかがでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p>
進 行		議 長	<p>異議がございませんので、本件は不許可相当と決めます。 また、本件と合わせて、議案第70号整理番号14番の案件につきましても不許可相当といたします。 次に、22番以外の案件につきまして採決いたします。 このうち、整理番号17番につきましては、〇〇委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、〇〇委員には暫時退室をお願いします。</p> <p>(〇〇委員 退室)</p>
状 況			

	会 議 件 名	て ん 末	
議 進		議 長	<p>それでは、整理番号17番に関して審議いたします。 この件に関して質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p>
		議 長	<p>「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、 裁決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することよろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p>
		議 長	<p>異議がございませんので、本件は原案どおり決します。 〇〇委員の入室をお願いします。</p> <p>(〇〇委員 入室)</p>
		議 長	<p>それでは、続けます。先ほど決しました整理番号17番及び22番 以外の案件につきまして、一括審議いたします。 この件に関して質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p>
		議 長	<p>「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、 裁決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することよろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p>
		議 長	<p>異議がございませんので、本件は原案どおり決します。 また、本件と合わせまして、議案第70号、整理番号11番から13番 の案件につきましても許可相当といたします。</p>
行 状 況	<p>議案第74号 「農用地利用配分 計画(案)に対する 意見について」</p>	<p>議 長</p> <p>農業振興課</p>	<p>次に、議案書の34ページ、議案第74号「農用地利用配分計画 (案)に対する意見について」を議題とします。 農業振興課より説明を求めます。</p> <p>はい。議案書34ページ、議案第74号「農用地利用配分計画(案) に対する意見について」、農業振興課より説明させていただきます。 本議案は農地中間管理事業における農地貸借に関するものでござ います。農地中間管理機構である埼玉県農林公社が、農地の所 有者から農地を借り受け、経営規模の拡大や農地の集積、集約化 を図ろうとする担い手農業者等に、まとまりのある形で農地を利用で きるように配慮して貸し付けることによって、農地の有効利用や農業 経営の効率化を進めていくものでございます。本事業における農地 貸借につきましては、まず所有者と農地中間管理機構が利用権に て農地貸借を行います。農地中間管理機構が農地を借り受けた後、 農地中間管理機構が行う公募に応募した借受希望者に農地を配分 する計画を作成し、埼玉県知事の認可をとることで貸借が成立する こととなります。この農地の配分計画を作成した際、機構は農地中間 管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき農業委員会 の意見を求めることとされていることから議案の提出に至ったもので ございます。農業委員会へ求める意見の内容としましては、借受者 が農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みで あるか、当該農地を借り受けることで周辺農地利用に悪影響が及ぼ す恐れがないか、借受者は農作業に常時従事する見込みはあるか 等でございます。 今回配分する農地につきましては、上敷免、畠山、中瀬地区の</p>

会議件名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況			<p>9筆、6,646㎡でございます。9筆の内8番の筆を除いた8筆が今回新たに農地中間管理機構が利用権にて農地貸借を行う農地となっております。先ほどの議案第69号でご審議いただきました「農用地利用集積計画の決定について」の整理番号37番から42番がそれに該当いたします。今まで農業委員会を通して貸借していたものですがその期限が切れたため、今回、耕作者及び所有者の意向によりまして、新規に農地中間管理機構を利用して貸借するものでございます。</p> <p>以上説明とさせていただきます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>議長 ただ今、農業振興課より説明がありました本件につきまして審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p> <p>「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本件は「意見なし」と決することによってよろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p> <p>議長 意見がございませんので、本件は「意見なし」と決します。</p>
		議長	<p>以上を持ちまして、本委員会に上程されました報告事案及び議案に関する審議は全て終了いたしました。 これにて、議長の職を解かせていただきます。 ご協力ありがとうございました。</p>
	閉会	事務局長	<p>それでは慎重審議ありがとうございました。 以上をもちまして、令和3年第12回定期総会を閉会いたします。</p>

上記、会議のてん末を記載し、相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和3年12月27日

議 長 安藤 巳喜夫

署名委員 福島 明

署名委員 坂本 清